

各分科会比较表

A (議会)	B (行政)	C (地域自治・市民)
議会の役割・責務	}	市民の権利
議事の公開		市民の役割
情報の公開	情報公開	情報の提供・共有
		情報の公開
市民参加	市民参加	参加の機会の保障
議員の責務	政策法務等	子どもの参加の機会の保障
市民の責務	総合計画等	協働によるまちづくり
住民投票	行政組織の整備	まちづくりと地域コミュニティ
	市長の役割・責務	
	執行機関・公営企業管理者の役割・責務	
	職員の役割・責務	
	財政運営	
	行政手続	
	説明責任・応答責任	
	意見等の公募	
	行政評価	
	監査	
	協働	
審議会の設置	}	}
役割と責務		
	地域コミュニティ	地域コミュニティの支援・育成
		地域におけるまちづくり

1.情報（情報公開・情報共有）

A	<ul style="list-style-type: none"> • 議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすため、議会閉会后 30 日以内に議事録を公表し、速やかに議会だよりの発行や議会報告会を開催するものとします。 • 議会は、各議員の本会議や委員会における全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表するものとします。
B	<ul style="list-style-type: none"> • 市は、市政に関する情報について、市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。 ② 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。 ③ 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。 ④ 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。 • 市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講じなければなりません。
C	<ul style="list-style-type: none"> • 市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。 • 市民は、まちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市議会・市で適正に共有します。 • 市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。

2.市民参加・参加の機会の保障

A	<ul style="list-style-type: none"> • 議会は、市民等が提出する請願及び陳情等を審議する際は、本会議若しくは委員会において、提案者等が提案理由及び主旨を述べる機会を設けるものとし、その際に議員は、提案者に質問し、提案者はその質問に答えるものとしします。 • 議会は、請願及び陳情を審議し不採択としたときは、提案者に対しその理由を付して通知するものとしします。
B	<ul style="list-style-type: none"> • 市は、市民参加の機会を市民が等しく得ることができるよう、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加のための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。 • 市は、市民が市政に参加しやすい環境の整備に努めなければなりません。 • 市は、市民参加により提出された意見、提案等について、多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければなりません。
C	<ul style="list-style-type: none"> • 市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。 • 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提言を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

3.市民の責務

A	<ul style="list-style-type: none"> • 市民は議会の審議や議員の活動状況に関心を持ち、議会の傍聴や議会報告会などに積極的に参加し、議会や議員が市民の意思を反映した活動を行っているかの監視を行います。
B	<ul style="list-style-type: none"> •
C	<ul style="list-style-type: none"> • 市民はまちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。 • 市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について知る権利を有しています。 • 市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。 • 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。 • 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

4.実効性の確保

A	<ul style="list-style-type: none"> • 本条例の実効性を確保するため、市長は独立した審議会（以下「審議会」という）を設置するものとします。 • 「審議会」は、市民から公募により選ばれた者が委員の過半数となるようにするものとします。 • 「審議会」は、条例や規則の本条例との整合性の確認及び本条例の実施状況等の評価を行い、その結果を市長に報告するものとします。 • 市長は、「審議会」からの報告内容を市民に公表するものとします。 • 「審議会」は評価の結果、条例改正の必要があると判断した場合には、市長に対し改正の提言を行うものとします。
B	<ul style="list-style-type: none"> • この条例は市における自治の基本的な規範であり、市民、市議会および市長等は、この条例を遵守しなければなりません。 • 市議会および市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃および法令の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。 • この条例の実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」（以下、「委員会」と表記する）を設置します。 • 委員会には公募等により市民が参加し、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうかについて、市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表するとともに、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。 • 市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行わなくてはなりません。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参画するものとします。
C	<ul style="list-style-type: none"> •

5.地域コミュニティ

A	•
B	<ul style="list-style-type: none"> • 地域コミュニティは、自主的および自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して、心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。 • 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向けて市やNPO等と協働してまちづくりを行うよう努めます。 • 市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。 • 市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。
C	<ul style="list-style-type: none"> • 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加するように努めるものとします。 • 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民によるまちづくりの推進に努めるものとします。 • 市は、市民によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。 • 市は、市民や地域コミュニティに対して、まちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めなければなりません。